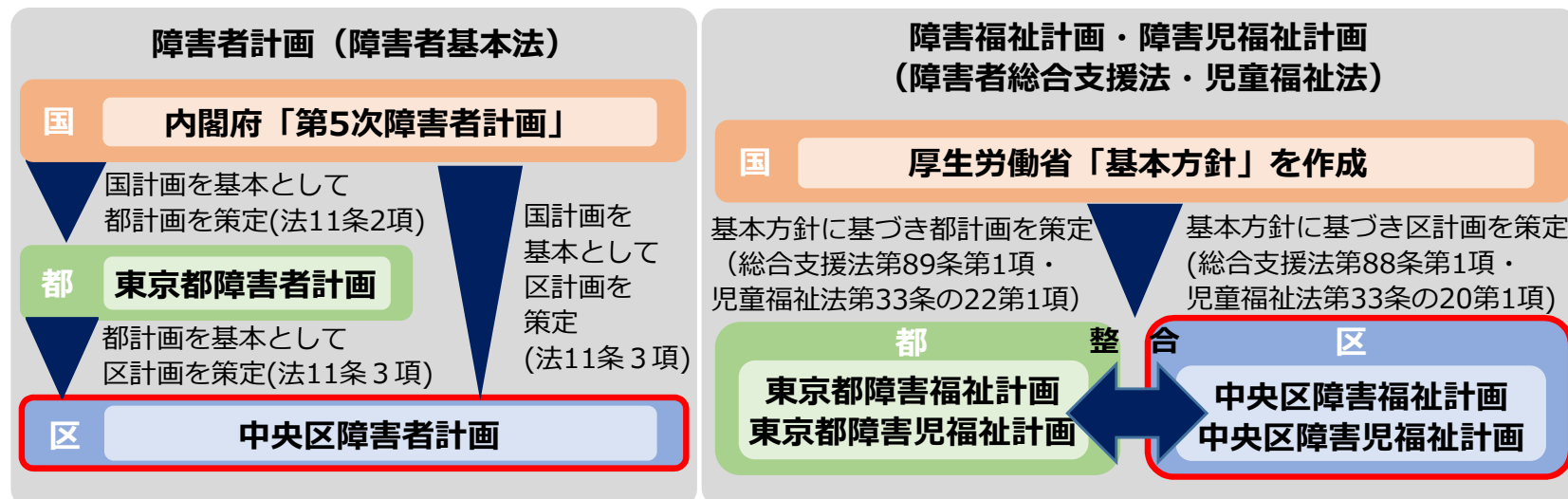


令和8年度の計画改定作業に向けて、区内在住の障害者の生活状況や意識・意向と子どもの育ち等に関する相談の実態を把握することを目的として令和7年度に実態調査を実施予定 ▶**現行計画策定状況や実態調査の概要・進め方について報告**

《国・都・区の計画関係》

- ✓ 障害者基本法や障害者総合支援法・児童福祉法に基づく計画
- ✓ 障害者(児)の実態や社会情勢・法改正等を考慮

障害者計画と障害福祉計画及び
障害児福祉計画を一体とした
「中央区障害者計画・第7期中央
区障害福祉計画・第3期中央
区障害児福祉計画」を策定



中央区基本構想

中央区基本計画 2023

中央区保健医療福祉計画 2020

中央区社会福祉協議会
中央区地域福祉活動計画

中央区地域福祉計画

〇地域保健医療福祉に共通する基本的な考え方や
取組の方向性について記載

共通して取り組むべき課題

- 中央区健康・食育プラン
- 中央区高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
- 中央区障害者計画・
第7期中央区障害福祉計画・
第3期中央区障害児福祉計画
- 中央区子ども・子育て支援事業計画

中央区成年後見制度
利用促進計画

中央区の関連計画

国の計画
東京都の計画

取組

- ✓ 中央区基本構想及び中央区基本計画2023、中央区保健医療福祉計画2020の下位計画
- ✓ 関連する計画と整合性を図り、具体的な施策や事業を示す個別計画
- ✓ 「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」の基本理念の下、「地域で暮らし続けるための仕組みづくり」「個性豊かに輝ける環境づくり」「だれもが共に暮らせるまちづくり」を掲げ、障害者施策を推進

①中央区障害者計画
令和3年度から令和8年度まで(令和5年度に中間見直し)
②第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画
令和6年度から令和8年度まで

部	主な内容
第1部 計画の概要	第1章 趣旨、法制度の動向、位置付け、期間、策定体制 第2章 中央区、障害者(児)を取り巻く現状、実態調査結果 第3章 前計画の取組状況 第4章 中間見直しにあたっての課題
第2部 施策の方向性	※中央区障害者計画の位置付け 第1章 計画の基本理念と施策体系 第2章 施策の方向性
第3部 障害福祉サービス等の提供体制の確保	※第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画の位置付け 第1章 成果目標 第2章 活動指標 第3章 サービス見込量および確保のための方策
第4部 計画の円滑な推進	地域や関係機関との連携強化・計画の進行管理

6 調査概要

目的

区内在住の障害者（児）の生活状況や生活状況に対する意識・意向、区政へ要望を把握
▶本区における障害福祉サービスの提供や障害福祉施策のさらなる充実に向けた検討の基礎資料とする

対象者

18歳以上の身体・知的・精神手帳所持者や難病手当受給者、18歳未満の手帳所持者等の保護者等

調査方法

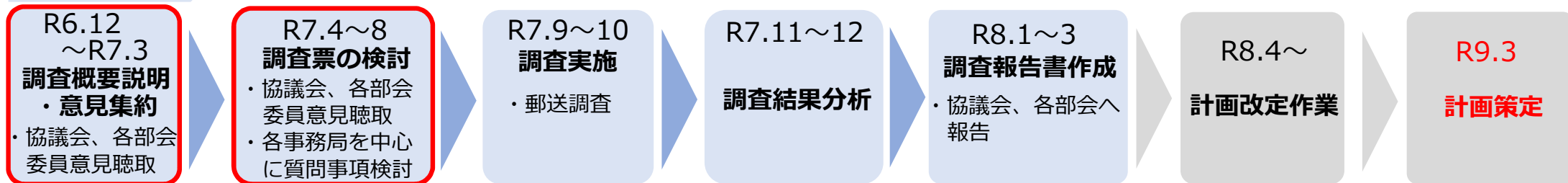
郵送による調査票の配布

全体スケジュール（予定）

令和6年度

令和7年度

令和8年度



7 調査票発送までの進め方（上記6赤枠部分）

- ①自立支援協議会及び各部会に実態調査概要を説明後、意見票を配布し各委員へ質問項目の検討依頼（令和7年2月末〆切）
- ②事務局で各委員の意見を踏まえ、全体の質問数、過去の質問の継続性を考慮し、調査票（案）を作成
- ③令和7年4月以降に協議会・各部会へ調査票（案）を提示し、適宜修正（2回程度調査票(案)を提示する想定）
- ④令和7年8月末までに調査票完成

▶ 前回調査の質問項目をベースに新規・削除・継続の項目に整理
検討にあたり、以下の社会情勢の変化を踏まえて検討いただく

【新規項目として考慮すること】

✓ 児童福祉法改正

児童発達支援センターが
地域における障害児支援の
中核的役割を担うことを
明確化

✓ 障害者差別解消法改正

民間事業者の合理的配慮
の提供が義務化

✓ 相談支援事業所需要

障害者総合支援法において、
障害福祉サービス利用には
相談支援事業所でサービス
利用計画を作成することを
原則としているが、相談支
援事業所を利用しないセル
フプランの利用状況が急増

✓ 施設整備需要

障害の重度化・高齢化や
「親亡き後」を見据え、
居住支援体制の充実、障
害児の増加に伴う通所支
援などの利用ニーズの高
まりへの対応

【削除項目として考慮すること】

✓ 新型コロナウイルス感染症の 5類感染症への移行

✓ 東京2020大会から3年が 経過

➡上記に関連する質問項目は
削除を想定